

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年9月10日提出
【計算期間】	第28特定期間(自 平成29年12月12日至 平成30年6月11日)
【ファンド名】	ワールド・リート・オープン（毎月決算型）
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、１兆円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内 外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
不動産投信 (リート)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
---------------------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産（投資信託 証券（不動産投信）） 資産複合	年１回	グローバル （日本含む）	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファ ンズ	あり
	年２回			
	年４回	日本		
	年６回（隔月）	北米		
	年12回（毎月）	欧州		
	日々	アジア		
	その他	オセアニア		
		中南米		
		アフリカ		
		中近東（中東）		
		エマージング		なし

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 （投資信託証券 （不動産投信））	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として、不動産投信に投資する。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル （日本含む）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

〔ファンドの目的・特色〕

ファンドの目的

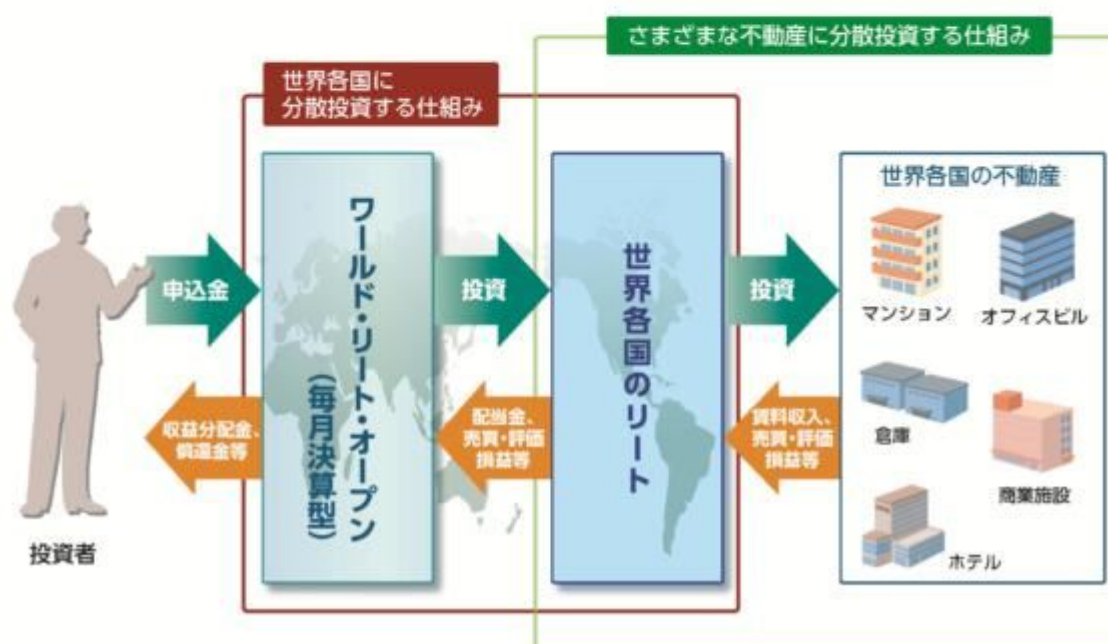
安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色 **1**

世界各国の上場不動産投資信託(リート)に分散投資します。

- ◆ 世界各国の様々な業種のリートに分散投資することで、リート自体が持つ分散効果が更に拡大され、特定の国、特定の業種の景気変動の影響を受けるリスク等を分散・軽減する効果が期待されます。
- ◆ リートの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ◆ 原則として、為替ヘッジは行いません。



*当ファンドはファミリーファンド方式による運用を行っています。上記では、マザーファンドの記載が省略されています。

リートとは

リートとは、複数の投資者から集めた資金等で様々な不動産に投資し、その投資先の不動産から生じる賃料や売却益等を投資者に配当金として分配する仕組みの商品です。



好利回り

一般的に、収益の一定以上を配当するなど一定の適格要件を満たすことで法人税等が減免される仕組みとなっており、収益の大部分を投資者が受け取ることで好利回りが期待されます。



流動性

金融商品取引所に上場しているリートは、株式等と同様に売買することができます。



専門家の不動産運営

不動産の専門家が不動産の取得・運営管理等を行います。



少額から投資可能

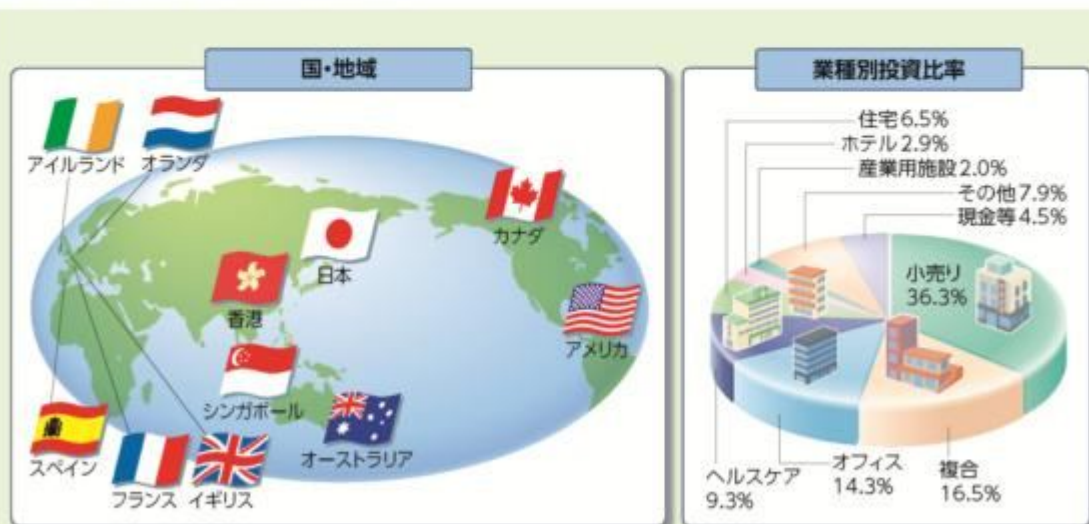
不動産への直接投資と比べ、少額の資金で投資を行うことができます。



不動産投資のリスク分散

複数の不動産に分散投資を行うことにより、個別不動産のリスクを分散・軽減する効果が期待されます。

■ 現在の投資先 (2018年6月29日現在)



※上記の投資先は、将来変更となる可能性があります。業種別投資比率は純資産総額に対する比率です。四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

特色2

MSIMグループの運用ノウハウを活用します。

MSIMグループ（モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・グループ）とは…

世界各国に拠点を持つグローバル総合金融機関であるモルガン・スタンレー・グループの資産運用部門で、リート（不動産関連株式等を含みます。）運用において大手の資産運用グループのひとつです。

◆ 運用体制は以下の通りです。

● MSIMグループのグローバル・リート運用体制



【MSIM(ロンドン)】

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドにマザーファンドの欧州地域の運用指図に関する権限を委託します。

【MSIM(米国)】

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクにマザーファンドの資金配分および北米地域の運用指図に関する権限を委託します。

【MSIM(シンガポール)】

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーにマザーファンドのアジア・オセアニア地域（日本を含みます。）の運用指図に関する権限を委託します。

◆ ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチ（運用手法）の融合によって行います。

【トップダウン（アプローチ）】

運用方針の決定プロセスの一つです。まずマクロ分析により、景気、金利、為替といった経済全体に関わる要因を予測し、国別配分を決定し、次に株式、債券、為替などの資産別配分を決定し、具体的な組入れ銘柄を決定していく方法です。

【ボトムアップ（アプローチ）】

投資対象となる個別企業の調査、分析に裏付けられた投資判断をもとに銘柄選定を行い、その積み上げによりポートフォリオを構築していく方法です。

◆ 相対的に割安で好配当が期待される銘柄に投資し、安定した配当利回りの確保と、値上がり利益の獲得を目指します。

【配当利回り】

リートの価格に対する年間配当金の割合を示す指標であり、リートの価格水準の判断材料の一つとなります。

※委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ（<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>）をご覧ください。

特色3

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆ 毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

また、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託から分配金が
支払われるイメージ



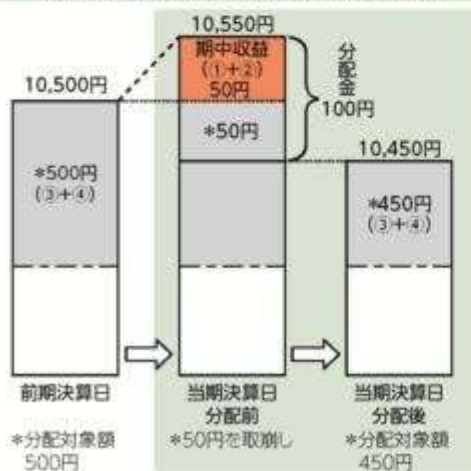
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

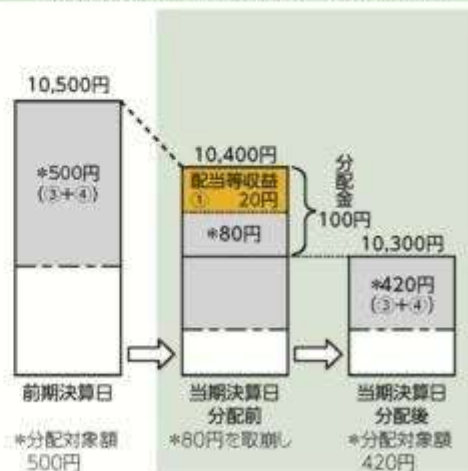
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



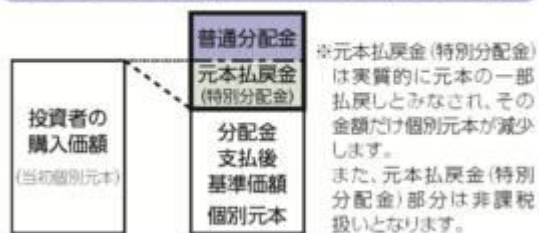
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

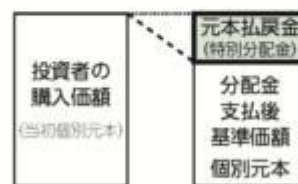
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



●ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

■ 主な投資制限

主要投資対象とする投資信託証券等以外の投資	主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限りません。
マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
投資信託証券への投資	投資信託証券への実質投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
同一銘柄の投資信託証券への投資	同一銘柄の投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への実質投資割合は、当ファンドの純資産総額の10%以内とします。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成16年7月2日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始
平成19年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用
平成22年5月10日 分配対象収益についての配分方針に係る重大な約款変更の適用
平成27年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から三菱UFJ国際投信株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）

お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
------	--

お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者） 三菱ＵＦＪ 信託銀行株式会社 （再信託受託会社： 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱ＵＦＪ国際投信 株式会社	再委託先 （a）モルガン・スタンレー・イン ベストメント・マネジメン ト・インク （b）モルガン・スタンレー・イン ベストメント・マネジメン ト・リミテッド （c）モルガン・スタンレー・イン ベストメント・マネジメン ト・カンパニー
信託財産の保管・管理等を 行います。	信託財産の運用の指図、 受益権の発行等を行います。	（a）マザーファンドの資金配分お よび北米地域の不動産投資信 託証券に関する運用の指図等 を行います。 （b）マザーファンドの欧州地域の 不動産投資信託証券に関する 運用の指図等を行います。 （c）マザーファンドのアジア・オ セアニア地域（日本を含みま す。）の不動産投資信託証券 に関する運用の指図等を行いま す。

投資 ↓ ↑ 損益

マザーファンド

投資 ↓ ↑ 損益

有価証券等

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

委託会社の概況（平成30年6月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
昭和60年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
 - 平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 - 平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 - 平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
 - 平成27年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

ファミリーファンド方式により、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

投資態度

- a．マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- b．マザーファンド受益証券を通じて、世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。
- c．ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。
- d．不動産投資信託証券の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- e．実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- f．資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

（２）【投資対象】

マザーファンド受益証券を通じて、世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．約束手形
- c．金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券のほか、次の有

価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
 - b．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - c．外国または外国の者の発行する証券または証書で、a．、b．の証券または証書の性質を有するもの
 - d．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
 - e．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
 - f．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
- a．の証券およびc．の証券または証書のうちa．の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）に限り行うことができるものとします。また、d．の証券およびe．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形

特別な場合の金融商品による運用

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa．からd．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

- 運用の基本方針 -

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1．基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2．運用方法

（１）投資対象

世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

（２）投資態度

世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。

ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。

不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

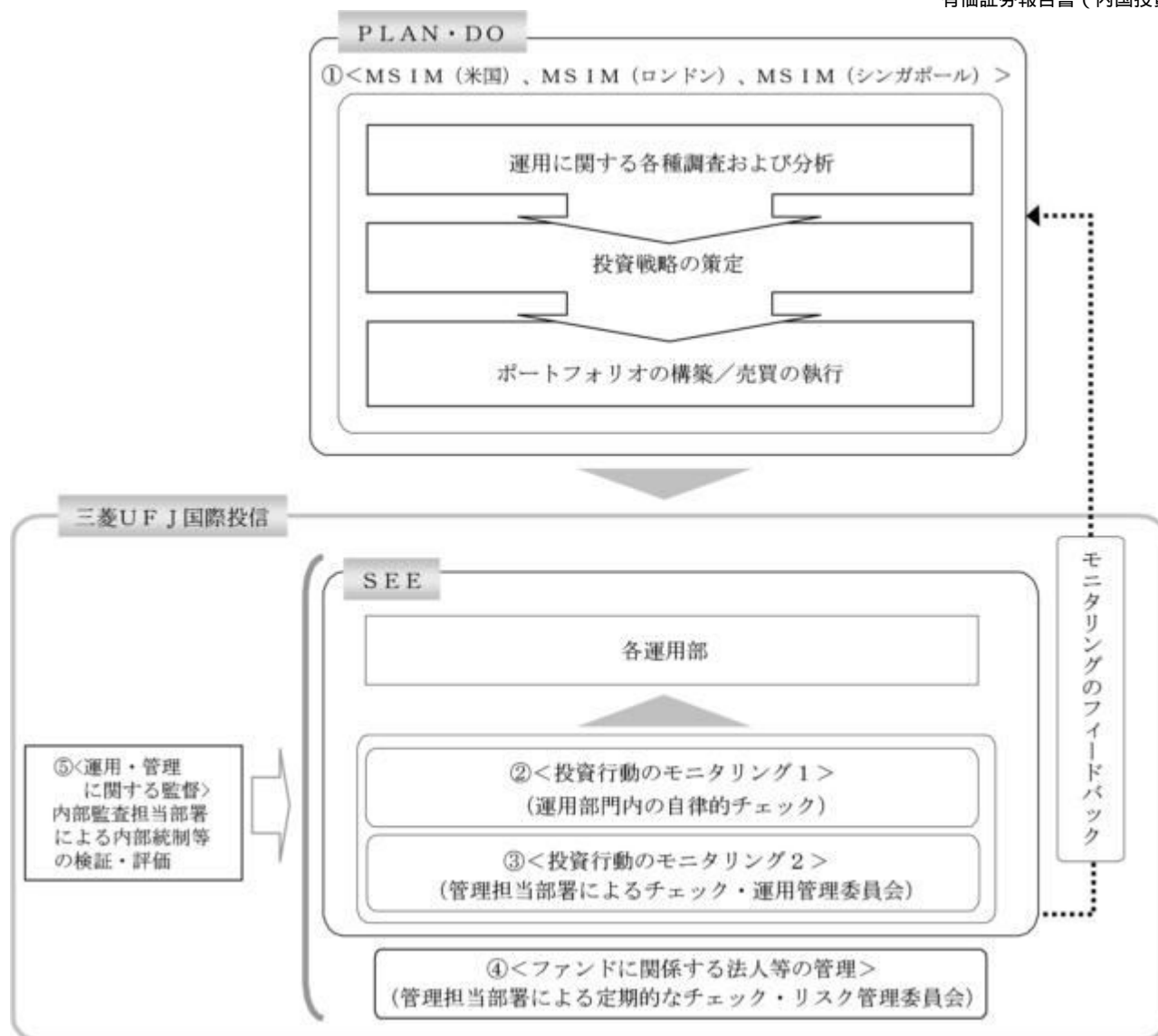
運用指図委託契約に基づき、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに運用の指図に関する権限を委託します。

３．投資制限

- （１）主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限ります。
- （２）有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
- （３）投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。
- （４）外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
- （５）同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- （６）一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

（３）【運用体制】



運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは、マザーファンドの運用の指図に関する権限を、MSIM（米国）、MSIM（ロンドン）、MSIM（シンガポール）（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

投資行動のモニタリング1

委託会社では、運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

ファンドに關係する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に關係する法人については、その業務に關係する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎月10日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

a．分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

b．分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

c．留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

収益分配金の交付

a．「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b．「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」^{*}に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

収益の分配方式

a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（a）配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（b）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限りです。

有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。

投資信託証券への投資

投資信託証券への実質投資割合は、制限を設けません。

外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

外国為替予約取引の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。
- c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動リスク

リートの価格は当該リートが組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リートの価格が上昇すればファンドの基準価額の上昇要因となり、リートの価格が下落すればファンドの基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

ファンドは、主に米ドル建、豪ドル建およびユーロ建等の有価証券に投資しています（ただし、これらに限定されるものではありません。）。投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク

金利上昇時にはリートの配当利回りの相対的な魅力が弱まるため、リートの価格が下落してファンドの基準価額の下落要因となることがあります。また、リートが資金調達を行う場合、金利上昇時には借入金負担が大きくなるため、リートの価格や配当率が下落し、ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。

信用リスク

リートの倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、リートの価格が下落すれば、ファンドの基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に、リートは市場規模や取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

その他の主な留意点

- a．受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- c．リートの構造上のリスク
 - (a) リートが投資する不動産に関するリスク
リートが投資を行う不動産の特性（所在地、使用目的、権利関係など）や状況（稼働率、賃料水準など）に対する評価は、リートの価格形成等に影響を与ることがあります。投資先の不動産が火災や自然災害等により被害を受けた場合等には、リートの価格が下落することがあります。
 - (b) リートの経営陣等に関するリスク
リートの経営陣等による不動産の取得・運営管理手法等が、リートの収益力や財務力に影響を与え、ひいてはリートの価格形成等に影響を与えることがあります。
 - (c) リートの資金調達に関するリスク
リートは制度上、収益の一定割合以上を投資者に配当する必要があるため、内部留保できる資金額には限界があり、新たな不動産の取得や開発にあたっては、外部から資金を調達する場合があります。債務が過大となり、財務内容が良好でないと判断されたリートは、外部からの資金調達が困難となったり、価格が下落することがあります。
 - (d) リートの規模に関するリスク
一般的にリートの時価総額は事業会社等と比較して規模が小さく、資本市場での認知度も低いことから、資金調達に支障をきたすことがあります。
 - (e) リートの規制環境に関するリスク
リートに関する法律・税制・会計等の規制環境の変化は、リートの価格形成等に影響を与えることがあります。
- d．当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性につ

いて評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびリスク・モニタリング部門によって実施しております。同部門により、投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システム等により売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

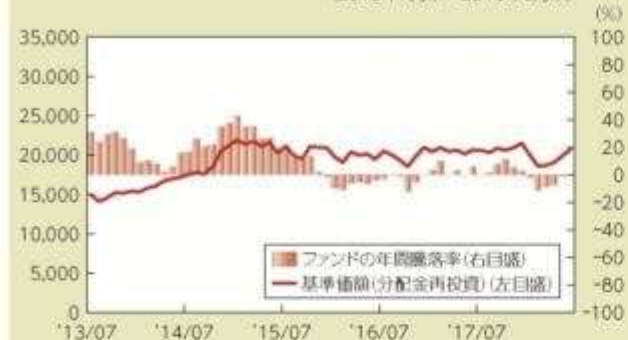
委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデータ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移
(2013年7月末～2018年6月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2013年7月末～2018年6月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX (配当込み)	TOPIX (配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX (配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX (配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX (配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX (配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	NOMURA-BPIとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI (国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デューレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI (国債)は野村證券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）× 2.7%（税抜 2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）が

あり、分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（３）【信託報酬等】

- a．信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.674%（税抜1.550%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- b．信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.900%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.550%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.100%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

なお、委託会社の信託報酬には、再委託先への投資顧問報酬が含まれます。

マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年6・12月の10日（休業日の場合は翌営業日）およびマザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬の合計額は、マザーファンドの計算期間を通じて毎日、マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年率（上限0.60%）をかけた額とします。

実質的な主要投資対象である不動産投資信託には運用等にかかる費用が発生しますが、投資する不動産投資信託は固定されていない等により、あらかじめ金額および上限等を記載することはできません。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委

託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

す。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成30年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【ワールド・リート・オープン（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

平成30年 6月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	338,468,741,665	99.50
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,694,903,212	0.50
純資産総額		340,163,644,877	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成30年 6月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
日本	親投資信託受益証券	ワールド・リート・オープン マ ザーファンド	131,367,646,678	2.5332	332,780,522,565	2.5765	338,468,741,665	99.50

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成30年 6月29日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.50
合計	99.50

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成30年6月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第46計算期間末日（平成20年 7月10日）	87,137,932,435	88,016,497,544	9,918	10,018
第47計算期間末日（平成20年 8月11日）	96,305,472,425	97,183,362,060	10,970	11,070
第48計算期間末日（平成20年 9月10日）	90,422,373,038	91,301,728,644	10,283	10,383
第49計算期間末日（平成20年10月10日）	58,840,772,676	59,709,973,268	6,770	6,870
第50計算期間末日（平成20年11月10日）	51,898,547,714	52,760,962,199	6,018	6,118
第51計算期間末日（平成20年12月10日）	42,371,626,590	43,026,677,848	4,851	4,926
第52計算期間末日（平成21年 1月13日）	40,964,791,161	41,627,976,630	4,633	4,708
第53計算期間末日（平成21年 2月10日）	40,177,858,984	40,850,049,900	4,483	4,558
第54計算期間末日（平成21年 3月10日）	31,238,279,030	31,921,262,226	3,430	3,505
第55計算期間末日（平成21年 4月10日）	44,373,336,593	45,098,633,069	4,588	4,663
第56計算期間末日（平成21年 5月11日）	50,986,490,642	51,761,471,539	4,934	5,009
第57計算期間末日（平成21年 6月10日）	55,910,445,189	56,766,913,960	4,896	4,971
第58計算期間末日（平成21年 7月10日）	56,769,157,264	57,792,436,969	4,161	4,236
第59計算期間末日（平成21年 8月10日）	86,978,401,362	88,157,995,208	5,530	5,605
第60計算期間末日（平成21年 9月10日）	114,834,132,363	116,442,741,770	5,354	5,429
第61計算期間末日（平成21年10月13日）	140,781,419,482	142,731,084,121	5,416	5,491
第62計算期間末日（平成21年11月10日）	163,389,846,977	165,685,591,305	5,338	5,413
第63計算期間末日（平成21年12月10日）	177,922,363,696	180,473,032,694	5,232	5,307
第64計算期間末日（平成22年 1月12日）	207,384,844,235	210,139,709,538	5,646	5,721
第65計算期間末日（平成22年 2月10日）	204,044,823,870	207,123,087,146	4,971	5,046
第66計算期間末日（平成22年 3月10日）	239,145,575,153	242,489,711,174	5,363	5,438

第67計算期間末日	(平成22年 4月12日)	266,376,018,964	269,882,981,642	5,697	5,772
第68計算期間末日	(平成22年 5月10日)	260,701,383,819	264,408,166,737	5,275	5,350
第69計算期間末日	(平成22年 6月10日)	268,814,306,562	272,863,187,269	4,979	5,054
第70計算期間末日	(平成22年 7月12日)	287,184,334,470	291,485,012,954	5,008	5,083
第71計算期間末日	(平成22年 8月10日)	304,936,556,455	309,368,647,395	5,160	5,235
第72計算期間末日	(平成22年 9月10日)	310,334,095,202	314,949,225,161	5,043	5,118
第73計算期間末日	(平成22年10月12日)	323,340,603,032	328,070,558,483	5,127	5,202
第74計算期間末日	(平成22年11月10日)	331,473,461,150	336,374,134,226	5,073	5,148
第75計算期間末日	(平成22年12月10日)	341,933,401,800	347,129,106,491	4,936	5,011
第76計算期間末日	(平成23年 1月11日)	357,865,710,599	363,312,231,784	4,928	5,003
第77計算期間末日	(平成23年 2月10日)	394,641,610,873	400,490,614,752	5,060	5,135
第78計算期間末日	(平成23年 3月10日)	424,283,276,444	430,535,989,438	5,089	5,164
第79計算期間末日	(平成23年 4月11日)	459,308,978,479	465,931,255,449	5,202	5,277
第80計算期間末日	(平成23年 5月10日)	474,886,768,213	482,021,017,587	4,992	5,067
第81計算期間末日	(平成23年 6月10日)	506,138,471,962	513,885,130,392	4,900	4,975
第82計算期間末日	(平成23年 7月11日)	544,127,877,320	552,305,111,249	4,991	5,066
第83計算期間末日	(平成23年 8月10日)	463,876,300,753	472,397,607,780	4,083	4,158
第84計算期間末日	(平成23年 9月12日)	477,463,129,624	486,093,042,510	4,149	4,224
第85計算期間末日	(平成23年10月11日)	439,447,448,962	447,999,246,872	3,854	3,929
第86計算期間末日	(平成23年11月10日)	450,522,542,816	458,999,279,547	3,986	4,061
第87計算期間末日	(平成23年12月12日)	435,770,799,552	444,183,015,510	3,885	3,960
第88計算期間末日	(平成24年 1月10日)	425,535,245,047	433,872,589,584	3,828	3,903
第89計算期間末日	(平成24年 2月10日)	451,972,917,912	459,128,642,558	4,106	4,171
第90計算期間末日	(平成24年 3月12日)	448,348,844,257	455,257,469,274	4,218	4,283
第91計算期間末日	(平成24年 4月10日)	435,798,586,591	442,587,453,825	4,173	4,238
第92計算期間末日	(平成24年 5月10日)	427,898,909,698	434,602,882,732	4,149	4,214
第93計算期間末日	(平成24年 6月11日)	405,401,482,180	412,009,617,056	3,988	4,053
第94計算期間末日	(平成24年 7月10日)	412,600,343,487	419,139,594,725	4,101	4,166
第95計算期間末日	(平成24年 8月10日)	401,847,022,113	407,278,711,758	4,069	4,124
第96計算期間末日	(平成24年 9月10日)	377,034,242,656	382,104,295,383	4,090	4,145
第97計算期間末日	(平成24年10月10日)	355,378,517,091	360,305,903,925	3,967	4,022
第98計算期間末日	(平成24年11月12日)	343,722,356,342	348,495,543,988	3,961	4,016
第99計算期間末日	(平成24年12月10日)	350,736,799,418	355,389,578,563	4,146	4,201
第100計算期間末日	(平成25年 1月10日)	369,868,033,300	374,409,655,509	4,479	4,534
第101計算期間末日	(平成25年 2月12日)	396,751,667,383	401,281,692,837	4,817	4,872
第102計算期間末日	(平成25年 3月11日)	407,708,112,341	413,087,551,167	4,926	4,991
第103計算期間末日	(平成25年 4月10日)	448,621,282,861	454,235,762,667	5,194	5,259
第104計算期間末日	(平成25年 5月10日)	491,782,670,878	497,689,994,781	5,411	5,476
第105計算期間末日	(平成25年 6月10日)	444,935,235,853	450,997,305,258	4,771	4,836
第106計算期間末日	(平成25年 7月10日)	452,972,508,757	459,146,729,361	4,769	4,834
第107計算期間末日	(平成25年 8月12日)	431,065,351,665	437,371,785,335	4,443	4,508
第108計算期間末日	(平成25年 9月10日)	430,293,434,069	436,692,158,822	4,371	4,436

第109計算期間末日	(平成25年10月10日)	427,677,951,077	434,177,409,983	4,277	4,342
第110計算期間末日	(平成25年11月11日)	437,762,758,493	444,306,096,680	4,349	4,414
第111計算期間末日	(平成25年12月10日)	443,675,151,989	450,228,546,288	4,401	4,466
第112計算期間末日	(平成26年 1月10日)	442,822,123,089	449,346,977,755	4,411	4,476
第113計算期間末日	(平成26年 2月10日)	442,224,128,964	448,858,697,779	4,333	4,398
第114計算期間末日	(平成26年 3月10日)	457,654,490,286	464,336,535,315	4,452	4,517
第115計算期間末日	(平成26年 4月10日)	463,799,559,233	470,578,304,168	4,447	4,512
第116計算期間末日	(平成26年 5月12日)	480,414,028,100	487,281,698,520	4,547	4,612
第117計算期間末日	(平成26年 6月10日)	489,139,189,855	496,087,799,412	4,576	4,641
第118計算期間末日	(平成26年 7月10日)	494,054,246,254	501,241,293,676	4,468	4,533
第119計算期間末日	(平成26年 8月11日)	498,209,561,796	505,611,836,677	4,375	4,440
第120計算期間末日	(平成26年 9月10日)	532,846,257,072	540,387,737,057	4,593	4,658
第121計算期間末日	(平成26年10月10日)	523,138,271,123	530,914,453,757	4,373	4,438
第122計算期間末日	(平成26年11月10日)	571,638,689,718	579,407,854,307	4,783	4,848
第123計算期間末日	(平成26年12月10日)	591,802,567,972	600,071,873,830	5,010	5,080
第124計算期間末日	(平成27年 1月13日)	618,762,818,551	627,222,079,771	5,120	5,190
第125計算期間末日	(平成27年 2月10日)	636,614,458,072	645,382,845,777	5,082	5,152
第126計算期間末日	(平成27年 3月10日)	634,835,413,707	643,811,595,186	4,951	5,021
第127計算期間末日	(平成27年 4月10日)	649,806,563,241	658,998,519,795	4,949	5,019
第128計算期間末日	(平成27年 5月11日)	638,677,519,890	648,041,767,733	4,774	4,844
第129計算期間末日	(平成27年 6月10日)	631,619,762,102	641,105,426,556	4,661	4,731
第130計算期間末日	(平成27年 7月10日)	611,539,731,052	621,050,023,502	4,501	4,571
第131計算期間末日	(平成27年 8月10日)	629,622,567,820	639,162,590,162	4,620	4,690
第132計算期間末日	(平成27年 9月10日)	559,475,468,110	569,098,839,198	4,070	4,140
第133計算期間末日	(平成27年10月13日)	599,617,754,206	609,353,953,220	4,311	4,381
第134計算期間末日	(平成27年11月10日)	592,876,696,310	602,704,073,978	4,223	4,293
第135計算期間末日	(平成27年12月10日)	591,931,132,864	601,886,997,658	4,162	4,232
第136計算期間末日	(平成28年 1月12日)	570,839,500,570	581,099,708,377	3,895	3,965
第137計算期間末日	(平成28年 2月10日)	538,339,345,318	548,906,045,071	3,566	3,636
第138計算期間末日	(平成28年 3月10日)	587,599,123,885	598,509,677,859	3,770	3,840
第139計算期間末日	(平成28年 4月11日)	601,463,576,341	612,879,366,184	3,688	3,758
第140計算期間末日	(平成28年 5月10日)	626,171,772,118	637,910,124,692	3,734	3,804
第141計算期間末日	(平成28年 6月10日)	619,754,296,022	631,856,220,452	3,585	3,655
第142計算期間末日	(平成28年 7月11日)	605,907,839,524	618,198,316,179	3,451	3,521
第143計算期間末日	(平成28年 8月10日)	615,592,955,143	627,965,230,896	3,483	3,553
第144計算期間末日	(平成28年 9月12日)	598,342,263,590	611,019,072,291	3,304	3,374
第145計算期間末日	(平成28年10月11日)	584,174,911,964	597,119,960,051	3,159	3,229
第146計算期間末日	(平成28年11月10日)	557,374,170,261	570,317,418,861	3,014	3,084
第147計算期間末日	(平成28年12月12日)	609,197,888,223	622,000,070,979	3,331	3,401
第148計算期間末日	(平成29年 1月10日)	600,351,833,048	612,979,285,470	3,328	3,398
第149計算期間末日	(平成29年 2月10日)	579,213,921,262	588,292,254,551	3,190	3,240
第150計算期間末日	(平成29年 3月10日)	553,237,453,361	562,169,096,344	3,097	3,147

第151計算期間末日	(平成29年 4月10日)	540,112,959,698	548,954,937,047	3,054	3,104
第152計算期間末日	(平成29年 5月10日)	529,245,219,848	538,015,844,993	3,017	3,067
第153計算期間末日	(平成29年 6月12日)	508,462,906,390	517,163,984,883	2,922	2,972
第154計算期間末日	(平成29年 7月10日)	503,903,590,041	512,506,444,596	2,929	2,979
第155計算期間末日	(平成29年 8月10日)	486,564,075,026	495,133,370,175	2,839	2,889
第156計算期間末日	(平成29年 9月11日)	472,261,189,675	480,758,984,043	2,779	2,829
第157計算期間末日	(平成29年10月10日)	468,124,277,105	476,480,588,402	2,801	2,851
第158計算期間末日	(平成29年11月10日)	456,162,811,275	464,327,579,966	2,793	2,843
第159計算期間末日	(平成29年12月11日)	442,255,763,610	450,256,342,125	2,764	2,814
第160計算期間末日	(平成30年 1月10日)	418,311,857,391	426,138,874,170	2,672	2,722
第161計算期間末日	(平成30年 2月13日)	364,276,305,895	369,643,922,263	2,375	2,410
第162計算期間末日	(平成30年 3月12日)	343,733,735,828	348,900,122,493	2,329	2,364
第163計算期間末日	(平成30年 4月10日)	332,481,121,143	337,546,502,639	2,297	2,332
第164計算期間末日	(平成30年 5月10日)	339,343,131,346	344,334,242,170	2,380	2,415
第165計算期間末日	(平成30年 6月11日)	337,579,959,626	342,499,182,502	2,402	2,437
平成29年 6月末日		512,808,281,120	—	2,976	—
7月末日		499,747,902,107	—	2,916	—
8月末日		482,327,727,707	—	2,827	—
9月末日		477,949,886,057	—	2,851	—
10月末日		455,133,627,878	—	2,770	—
11月末日		444,037,784,029	—	2,761	—
12月末日		436,603,035,458	—	2,787	—
平成30年 1月末日		393,922,235,532	—	2,550	—
2月末日		349,010,154,389	—	2,332	—
3月末日		335,509,583,557	—	2,309	—
4月末日		332,790,214,405	—	2,321	—
5月末日		336,504,859,763	—	2,386	—
6月末日		340,163,644,877	—	2,441	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第46計算期間	100円
第47計算期間	100円
第48計算期間	100円
第49計算期間	100円
第50計算期間	100円
第51計算期間	75円
第52計算期間	75円
第53計算期間	75円
第54計算期間	75円

第55計算期間	75円
第56計算期間	75円
第57計算期間	75円
第58計算期間	75円
第59計算期間	75円
第60計算期間	75円
第61計算期間	75円
第62計算期間	75円
第63計算期間	75円
第64計算期間	75円
第65計算期間	75円
第66計算期間	75円
第67計算期間	75円
第68計算期間	75円
第69計算期間	75円
第70計算期間	75円
第71計算期間	75円
第72計算期間	75円
第73計算期間	75円
第74計算期間	75円
第75計算期間	75円
第76計算期間	75円
第77計算期間	75円
第78計算期間	75円
第79計算期間	75円
第80計算期間	75円
第81計算期間	75円
第82計算期間	75円
第83計算期間	75円
第84計算期間	75円
第85計算期間	75円
第86計算期間	75円
第87計算期間	75円
第88計算期間	75円
第89計算期間	65円
第90計算期間	65円
第91計算期間	65円
第92計算期間	65円
第93計算期間	65円
第94計算期間	65円
第95計算期間	55円
第96計算期間	55円

第97計算期間	55円
第98計算期間	55円
第99計算期間	55円
第100計算期間	55円
第101計算期間	55円
第102計算期間	65円
第103計算期間	65円
第104計算期間	65円
第105計算期間	65円
第106計算期間	65円
第107計算期間	65円
第108計算期間	65円
第109計算期間	65円
第110計算期間	65円
第111計算期間	65円
第112計算期間	65円
第113計算期間	65円
第114計算期間	65円
第115計算期間	65円
第116計算期間	65円
第117計算期間	65円
第118計算期間	65円
第119計算期間	65円
第120計算期間	65円
第121計算期間	65円
第122計算期間	65円
第123計算期間	70円
第124計算期間	70円
第125計算期間	70円
第126計算期間	70円
第127計算期間	70円
第128計算期間	70円
第129計算期間	70円
第130計算期間	70円
第131計算期間	70円
第132計算期間	70円
第133計算期間	70円
第134計算期間	70円
第135計算期間	70円
第136計算期間	70円
第137計算期間	70円
第138計算期間	70円

第139計算期間	70円
第140計算期間	70円
第141計算期間	70円
第142計算期間	70円
第143計算期間	70円
第144計算期間	70円
第145計算期間	70円
第146計算期間	70円
第147計算期間	70円
第148計算期間	70円
第149計算期間	50円
第150計算期間	50円
第151計算期間	50円
第152計算期間	50円
第153計算期間	50円
第154計算期間	50円
第155計算期間	50円
第156計算期間	50円
第157計算期間	50円
第158計算期間	50円
第159計算期間	50円
第160計算期間	50円
第161計算期間	35円
第162計算期間	35円
第163計算期間	35円
第164計算期間	35円
第165計算期間	35円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第46計算期間	11.74
第47計算期間	11.61
第48計算期間	5.35
第49計算期間	33.19
第50計算期間	9.63
第51計算期間	18.14
第52計算期間	2.94
第53計算期間	1.61
第54計算期間	21.81
第55計算期間	35.94

第56計算期間	9.17
第57計算期間	0.74
第58計算期間	13.48
第59計算期間	34.70
第60計算期間	1.82
第61計算期間	2.55
第62計算期間	0.05
第63計算期間	0.58
第64計算期間	9.34
第65計算期間	10.62
第66計算期間	9.39
第67計算期間	7.62
第68計算期間	6.09
第69計算期間	4.18
第70計算期間	2.08
第71計算期間	4.53
第72計算期間	0.81
第73計算期間	3.15
第74計算期間	0.40
第75計算期間	1.22
第76計算期間	1.35
第77計算期間	4.20
第78計算期間	2.05
第79計算期間	3.69
第80計算期間	2.59
第81計算期間	0.34
第82計算期間	3.38
第83計算期間	16.69
第84計算期間	3.45
第85計算期間	5.30
第86計算期間	5.37
第87計算期間	0.65
第88計算期間	0.46
第89計算期間	8.96
第90計算期間	4.31
第91計算期間	0.47
第92計算期間	0.98
第93計算期間	2.31
第94計算期間	4.46
第95計算期間	0.56
第96計算期間	1.86
第97計算期間	1.66

第98計算期間	1.23
第99計算期間	6.05
第100計算期間	9.35
第101計算期間	8.77
第102計算期間	3.61
第103計算期間	6.76
第104計算期間	5.42
第105計算期間	10.62
第106計算期間	1.32
第107計算期間	5.47
第108計算期間	0.15
第109計算期間	0.66
第110計算期間	3.20
第111計算期間	2.69
第112計算期間	1.70
第113計算期間	0.29
第114計算期間	4.24
第115計算期間	1.34
第116計算期間	3.71
第117計算期間	2.06
第118計算期間	0.93
第119計算期間	0.62
第120計算期間	6.46
第121計算期間	3.37
第122計算期間	10.86
第123計算期間	6.20
第124計算期間	3.59
第125計算期間	0.62
第126計算期間	1.20
第127計算期間	1.37
第128計算期間	2.12
第129計算期間	0.90
第130計算期間	1.93
第131計算期間	4.19
第132計算期間	10.38
第133計算期間	7.64
第134計算期間	0.41
第135計算期間	0.21
第136計算期間	4.73
第137計算期間	6.64
第138計算期間	7.68
第139計算期間	0.31

第140計算期間	3.14
第141計算期間	2.11
第142計算期間	1.78
第143計算期間	2.95
第144計算期間	3.12
第145計算期間	2.26
第146計算期間	2.37
第147計算期間	12.84
第148計算期間	2.01
第149計算期間	2.64
第150計算期間	1.34
第151計算期間	0.22
第152計算期間	0.42
第153計算期間	1.49
第154計算期間	1.95
第155計算期間	1.36
第156計算期間	0.35
第157計算期間	2.59
第158計算期間	1.49
第159計算期間	0.75
第160計算期間	1.51
第161計算期間	9.80
第162計算期間	0.46
第163計算期間	0.12
第164計算期間	5.13
第165計算期間	2.39

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第46計算期間	1,583,031,832	823,013,505	87,856,510,988
第47計算期間	1,396,808,989	1,464,356,405	87,788,963,572
第48計算期間	1,431,157,852	1,284,560,813	87,935,560,611
第49計算期間	1,431,682,923	2,447,184,247	86,920,059,287
第50計算期間	1,546,213,118	2,224,823,842	86,241,448,563
第51計算期間	2,043,419,817	944,700,638	87,340,167,742
第52計算期間	1,985,124,024	900,562,513	88,424,729,253
第53計算期間	1,822,415,060	621,688,764	89,625,455,549
第54計算期間	2,164,158,438	725,187,823	91,064,426,164
第55計算期間	6,332,147,356	690,376,626	96,706,196,894

第56計算期間	7,514,953,381	890,363,951	103,330,786,324
第57計算期間	12,079,036,854	1,213,986,996	114,195,836,182
第58計算期間	23,927,703,060	1,686,245,183	136,437,294,059
第59計算期間	24,430,375,515	3,588,489,976	157,279,179,598
第60計算期間	63,169,861,545	5,967,786,870	214,481,254,273
第61計算期間	51,198,585,331	5,724,554,397	259,955,285,207
第62計算期間	52,526,840,073	6,382,881,537	306,099,243,743
第63計算期間	40,150,098,607	6,160,142,578	340,089,199,772
第64計算期間	36,866,766,738	9,640,592,747	367,315,373,763
第65計算期間	50,728,794,655	7,609,064,915	410,435,103,503
第66計算期間	40,051,648,683	4,601,949,339	445,884,802,847
第67計算期間	44,378,738,190	22,668,517,200	467,595,023,837
第68計算期間	42,805,553,013	16,162,854,329	494,237,722,521
第69計算期間	60,290,157,592	14,677,119,097	539,850,761,016
第70計算期間	44,507,390,732	10,934,353,775	573,423,797,973
第71計算期間	29,909,107,755	12,387,447,041	590,945,458,687
第72計算期間	36,638,013,900	12,232,811,377	615,350,661,210
第73計算期間	36,644,995,055	21,334,929,386	630,660,726,879
第74計算期間	36,263,876,069	13,501,526,085	653,423,076,863
第75計算期間	51,525,651,430	12,188,102,811	692,760,625,482
第76計算期間	47,513,200,545	14,071,001,284	726,202,824,743
第77計算期間	69,605,930,597	15,941,571,411	779,867,183,929
第78計算期間	74,103,964,294	20,276,082,268	833,695,065,955
第79計算期間	80,570,085,601	31,294,888,871	882,970,262,685
第80計算期間	88,634,539,151	20,371,551,877	951,233,249,959
第81計算期間	99,017,390,854	17,362,850,099	1,032,887,790,714
第82計算期間	77,429,128,682	20,019,062,120	1,090,297,857,276
第83計算期間	78,488,528,515	32,612,115,463	1,136,174,270,328
第84計算期間	47,606,558,931	33,125,777,709	1,150,655,051,550
第85計算期間	27,930,908,337	38,346,238,488	1,140,239,721,399
第86計算期間	25,640,379,597	35,648,536,775	1,130,231,564,221
第87計算期間	26,103,121,898	34,705,891,595	1,121,628,794,524
第88計算期間	20,958,141,224	30,940,997,380	1,111,645,938,368
第89計算期間	30,780,398,720	41,545,622,292	1,100,880,714,796
第90計算期間	30,053,267,807	68,068,595,360	1,062,865,387,243
第91計算期間	31,966,457,116	50,390,731,303	1,044,441,113,056
第92計算期間	19,577,290,172	32,637,936,327	1,031,380,466,901
第93計算期間	20,114,057,342	34,858,389,349	1,016,636,134,894
第94計算期間	22,818,009,661	33,415,492,514	1,006,038,652,041
第95計算期間	20,546,322,968	39,005,039,531	987,579,935,478
第96計算期間	16,730,181,786	82,482,348,565	921,827,768,699
第97計算期間	21,402,404,730	47,341,658,086	895,888,515,343

第98計算期間	16,416,795,409	44,453,011,382	867,852,299,370
第99計算期間	17,768,673,583	39,661,128,322	845,959,844,631
第100計算期間	23,364,565,282	43,574,917,299	825,749,492,614
第101計算期間	35,217,885,588	37,326,386,525	823,640,991,677
第102計算期間	32,599,939,694	28,634,957,998	827,605,973,373
第103計算期間	62,349,320,634	26,189,169,912	863,766,124,095
第104計算期間	74,860,015,255	29,807,077,223	908,819,062,127
第105計算期間	70,639,460,301	46,832,460,110	932,626,062,318
第106計算期間	42,481,926,877	25,227,896,197	949,880,092,998
第107計算期間	39,203,971,372	18,863,499,616	970,220,564,754
第108計算期間	34,241,461,637	20,042,833,596	984,419,192,795
第109計算期間	32,487,753,529	16,990,191,526	999,916,754,798
第110計算期間	30,090,017,533	23,339,358,900	1,006,667,413,431
第111計算期間	31,422,032,747	29,874,938,573	1,008,214,507,605
第112計算期間	35,982,323,867	40,373,036,612	1,003,823,794,860
第113計算期間	36,313,769,720	19,434,669,836	1,020,702,894,744
第114計算期間	30,872,926,165	23,568,893,300	1,028,006,927,609
第115計算期間	42,975,493,851	28,098,585,219	1,042,883,836,241
第116計算期間	36,279,502,393	22,598,658,528	1,056,564,680,106
第117計算期間	40,375,795,489	27,923,620,659	1,069,016,854,936
第118計算期間	57,999,417,952	21,316,669,455	1,105,699,603,433
第119計算期間	52,009,422,260	18,897,505,465	1,138,811,520,228
第120計算期間	48,144,254,947	26,728,085,157	1,160,227,690,018
第121計算期間	60,298,417,836	24,190,317,866	1,196,335,789,988
第122計算期間	37,791,647,932	38,871,347,190	1,195,256,090,730
第123計算期間	47,779,928,597	61,706,611,023	1,181,329,408,304
第124計算期間	60,658,975,500	33,522,495,131	1,208,465,888,673
第125計算期間	70,952,027,996	26,791,101,547	1,252,626,815,122
第126計算期間	57,390,717,207	27,705,892,342	1,282,311,639,987
第127計算期間	62,070,266,549	31,245,255,822	1,313,136,650,714
第128計算期間	43,974,608,138	19,361,566,888	1,337,749,691,964
第129計算期間	45,436,718,623	28,091,488,546	1,355,094,922,041
第130計算期間	40,451,434,358	36,933,149,117	1,358,613,207,282
第131計算期間	26,501,935,202	22,254,807,780	1,362,860,334,704
第132計算期間	41,868,254,067	29,961,290,467	1,374,767,298,304
第133計算期間	32,261,536,234	16,143,260,983	1,390,885,573,555
第134計算期間	27,926,471,920	14,900,949,914	1,403,911,095,561
第135計算期間	43,018,775,175	24,663,471,472	1,422,266,399,264
第136計算期間	62,365,728,308	18,888,155,060	1,465,743,972,512
第137計算期間	60,905,555,538	17,120,991,823	1,509,528,536,227
第138計算期間	65,632,862,157	16,510,830,627	1,558,650,567,757
第139計算期間	87,619,299,579	15,442,746,892	1,630,827,120,444

第140計算期間	56,822,824,260	10,742,434,124	1,676,907,510,580
第141計算期間	68,004,699,112	16,065,862,441	1,728,846,347,251
第142計算期間	53,933,903,334	26,997,871,167	1,755,782,379,418
第143計算期間	49,460,199,093	37,774,613,709	1,767,467,964,802
第144計算期間	60,976,016,709	17,471,309,807	1,810,972,671,704
第145計算期間	58,235,796,765	19,915,884,563	1,849,292,583,906
第146計算期間	43,813,123,143	44,070,192,662	1,849,035,514,387
第147計算期間	37,379,946,941	57,532,210,393	1,828,883,250,935
第148計算期間	49,660,735,926	74,622,212,277	1,803,921,774,584
第149計算期間	68,248,260,939	56,503,377,565	1,815,666,657,958
第150計算期間	35,645,396,900	64,983,458,078	1,786,328,596,780
第151計算期間	33,042,508,193	50,975,635,104	1,768,395,469,869
第152計算期間	22,408,048,511	36,678,489,263	1,754,125,029,117
第153計算期間	33,006,336,215	46,915,666,534	1,740,215,698,798
第154計算期間	28,114,597,070	47,759,384,788	1,720,570,911,080
第155計算期間	34,535,325,602	41,247,206,747	1,713,859,029,935
第156計算期間	24,878,981,871	39,179,138,134	1,699,558,873,672
第157計算期間	22,241,013,416	50,537,627,634	1,671,262,259,454
第158計算期間	22,780,608,413	61,089,129,567	1,632,953,738,300
第159計算期間	23,464,534,517	56,302,569,711	1,600,115,703,106
第160計算期間	23,454,024,996	58,166,372,136	1,565,403,355,966
第161計算期間	27,764,642,257	59,563,321,513	1,533,604,676,710
第162計算期間	10,885,175,925	68,379,376,797	1,476,110,475,838
第163計算期間	9,423,768,662	38,282,388,347	1,447,251,856,153
第164計算期間	8,861,006,804	30,081,198,750	1,426,031,664,207
第165計算期間	10,782,277,331	31,321,691,156	1,405,492,250,382

（参考）

ワールド・リート・オープン マザーファンド

投資状況

平成30年 6月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株式	マルタ共和国	—	—
投資証券	アメリカ	209,995,916,174	59.47
	オーストラリア	29,690,054,609	8.41
	カナダ	21,019,404,083	5.95
	シンガポール	15,176,180,556	4.30
	イギリス	15,168,345,169	4.30

	日本	12,416,906,800	3.52
	香港	12,131,808,898	3.44
	フランス	9,527,788,942	2.70
	オランダ	9,134,470,559	2.59
	スペイン	2,827,859,978	0.80
	アイルランド	1,832,514,654	0.52
	小計	338,921,250,422	95.98
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	14,180,196,046	4.02
純資産総額		353,101,446,468	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

平成30年 6月29日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	1,792,809	18,281.10	32,774,529,932	18,925.55	33,929,902,465	9.61
アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	2,572,849	7,914.66	20,363,235,358	8,144.58	20,954,793,033	5.93
カナダ	投資証券	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	6,802,217	2,013.03	13,693,098,178	2,029.71	13,806,545,553	3.91
アメリカ	投資証券	MACERICH CO/THE	2,177,700	6,300.78	13,721,208,606	6,302.99	13,726,023,065	3.89
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	1,760,308	6,062.01	10,671,011,036	6,349.41	11,176,930,597	3.17
アメリカ	投資証券	STARWOOD PROPERTY TRUST INC	4,494,870	2,458.40	11,050,231,558	2,427.45	10,911,109,938	3.09
アメリカ	投資証券	SENIOR HOUSING PROP TRUST	4,673,426	1,944.39	9,087,002,971	2,004.09	9,365,967,247	2.65
香港	投資証券	LINK REIT	8,831,283	1,032.04	9,114,239,762	1,000.38	8,834,727,200	2.50
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	1,258,790	7,140.88	8,988,873,371	6,997.18	8,807,982,730	2.49
アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	4,560,230	1,810.64	8,256,958,560	1,886.91	8,604,779,159	2.44
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	1,157,830	6,410.21	7,421,938,771	6,893.27	7,981,239,899	2.26
オランダ	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	324,369	24,571.51	7,970,236,451	23,931.96	7,762,786,257	2.20
アメリカ	投資証券	MFA FINANCIAL INC	8,926,320	866.63	7,735,848,837	842.31	7,518,771,446	2.13
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	621,730	10,643.89	6,617,629,833	11,192.17	6,958,510,963	1.97
アメリカ	投資証券	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	3,347,690	1,857.07	6,216,901,364	1,956.55	6,549,949,651	1.85
オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	17,561,588	338.43	5,943,494,670	356.29	6,257,060,336	1.77
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	238,840	23,937.43	5,717,217,453	25,305.92	6,044,066,458	1.71
アメリカ	投資証券	PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	2,745,279	2,152.21	5,908,427,349	2,182.05	5,990,362,397	1.70
アメリカ	投資証券	LIBERTY PROPERTY TRUST	1,192,499	4,968.77	5,925,256,834	4,923.45	5,871,211,110	1.66
イギリス	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	3,507,388	1,358.13	4,763,502,437	1,386.61	4,863,407,684	1.38
アメリカ	投資証券	SL GREEN REALTY CORP	415,210	10,893.71	4,523,180,236	11,142.43	4,626,449,191	1.31
オーストラリア	投資証券	VICINITY CENTRES	20,583,662	212.63	4,376,893,421	211.01	4,343,482,021	1.23
オーストラリア	投資証券	DEXUS	5,400,129	793.74	4,286,324,313	792.93	4,281,941,568	1.21
イギリス	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	4,412,982	988.99	4,364,419,780	968.75	4,275,089,551	1.21

カナダ	投資証券	H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	2,385,851	1,694.48	4,042,788,254	1,681.97	4,012,944,837	1.14
アメリカ	投資証券	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	1,200,940	3,003.37	3,606,869,330	3,212.29	3,857,770,435	1.09
アメリカ	投資証券	MACK-CALI REALTY CORP	1,693,755	2,231.80	3,780,126,813	2,266.07	3,838,167,393	1.09
オーストラリア	投資証券	GPT GROUP	8,903,364	407.42	3,627,437,051	413.10	3,678,018,843	1.04
アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	130,492	26,639.03	3,476,180,903	26,042.11	3,398,288,140	0.96
シンガポール	投資証券	CAPITALAND MALL TRUST	20,275,200	168.04	3,407,109,488	164.81	3,341,588,152	0.95

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成30年 6月29日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	各種金融	—
投資証券	—	95.98
合計		95.98

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

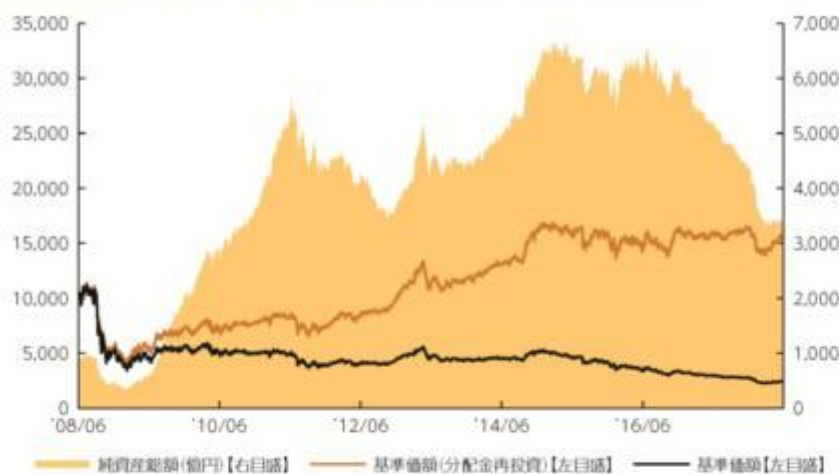
参考情報



運用実績

2018年6月29日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2008年6月30日～2018年6月29日



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	2,441円
純資産総額	3,401億円

■ 分配の推移

2018年6月	35円
2018年5月	35円
2018年4月	35円
2018年3月	35円
2018年2月	35円
2018年1月	50円
直近1年間累計	525円
設定来累計	11,675円

・分配金は1万口当たり、税引前

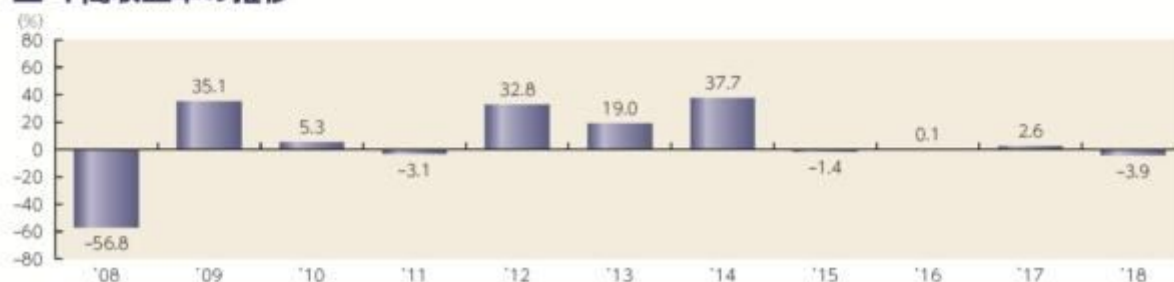
■ 主要な資産の状況

通貨別構成	比率
アメリカドル	60.9%
オーストラリアドル	8.5%
ユーロ	6.8%
カナダドル	6.0%
円	5.7%
シンガポールドル	4.3%
イギリスポンド	4.3%
香港ドル	3.5%
合計	100.0%

組入上位銘柄	業種	国・地域	比率
1 SIMON PROPERTY GROUP INC	小売り	アメリカ	9.6%
2 VORNADO REALTY TRUST	オフィス	アメリカ	5.9%
3 RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	小売り	カナダ	3.9%
4 MACERICH CO/THE	小売り	アメリカ	3.9%
5 VENTAS INC	ヘルスケア	アメリカ	3.1%
6 STARWOOD PROPERTY TRUST INC	その他	アメリカ	3.1%
7 SENIOR HOUSING PROP TRUST	ヘルスケア	アメリカ	2.6%
8 LINK REIT	小売り	香港	2.5%
9 EQUITY RESIDENTIAL	住宅	アメリカ	2.5%
10 KIMCO REALTY CORP	小売り	アメリカ	2.4%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■ 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2018年は年初から6月29日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

オーストラリア証券取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×2.7%（税抜 2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

オーストラリア証券取引所の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消することがあります。

その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限（平成16年7月2日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

毎月11日から翌月10日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（１ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の有効期間は、１年間とします。ただし、相手方に対し90日以上の上記の書面による意思表示の通知がないときは、１年毎に自動延長するものとします。

運用報告書

委託会社は、６ヵ月毎（毎年６月および12月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて

所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成29年12月12日から平成30年6月11日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【ワールド・リート・オープン（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [平成29年12月11日現在]	当期 [平成30年 6月11日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,520,240,007	7,382,742,756
親投資信託受益証券	440,065,483,890	335,868,970,926
未収入金	678,808,392	454,503,076
流動資産合計	452,264,532,289	343,706,216,758
資産合計	452,264,532,289	343,706,216,758
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	8,000,578,515	4,919,222,876
未払解約金	1,369,142,659	710,627,525
未払受託者報酬	41,181,416	31,978,666
未払委託者報酬	597,130,514	463,690,614
未払利息	15,575	17,451
その他未払費用	720,000	720,000
流動負債合計	10,008,768,679	6,126,257,132
負債合計	10,008,768,679	6,126,257,132
純資産の部		
元本等		
元本	1,600,115,703,106	1,405,492,250,382
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,157,859,939,496	1,067,912,290,756
（分配準備積立金）	26,589,149	87,987,150
元本等合計	442,255,763,610	337,579,959,626
純資産合計	442,255,763,610	337,579,959,626
負債純資産合計	452,264,532,289	343,706,216,758

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成29年 6月13日 至 平成29年12月11日	当期 自 平成29年12月12日 至 平成30年 6月11日
営業収益		
受取利息	20,651	3,502
有価証券売買等損益	27,809,806,205	20,592,987,697
営業収益合計	27,809,826,856	20,592,984,195
営業費用		
支払利息	1,345,400	890,613
受託者報酬	259,165,287	197,499,057
委託者報酬	3,757,896,522	2,863,736,191
その他費用	4,320,000	4,320,000
営業費用合計	4,022,727,209	3,066,445,861
営業利益又は営業損失（ ）	23,787,099,647	23,659,430,056
経常利益又は経常損失（ ）	23,787,099,647	23,659,430,056
当期純利益又は当期純損失（ ）	23,787,099,647	23,659,430,056
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	414,435,499	759,774,821
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,231,752,792,408	1,157,859,939,496
剰余金増加額又は欠損金減少額	212,073,045,967	214,281,476,680
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	212,073,045,967	214,281,476,680
剰余金減少額又は欠損金増加額	111,361,254,628	68,097,437,697
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	111,361,254,628	68,097,437,697
分配金	50,191,602,575	33,336,735,008
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,157,859,939,496	1,067,912,290,756

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年6月10日および12月10日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は平成29年12月12日から平成30年 6月11日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [平成29年12月11日現在]	当期 [平成30年 6月11日現在]
１．期首元本額	1,740,215,698,798円	1,600,115,703,106円
期中追加設定元本額	156,015,060,889円	91,170,895,975円
期中一部解約元本額	296,115,056,581円	285,794,348,699円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,157,859,939,496円	1,067,912,290,756円
３．受益権の総数	1,600,115,703,106口	1,405,492,250,382口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 平成29年 6月13日 至 平成29年12月11日	当期 自 平成29年12月12日 至 平成30年 6月11日																		
1.運用に係る権限を委託するための費用 「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																		
2.分配金の計算過程 第154期 平成29年 6月13日 平成29年 7月10日	2.分配金の計算過程 第160期 平成29年12月12日 平成30年 1月10日																		
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>2,939,939,363円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,939,939,363円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>1,692,678,438円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,692,678,438円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	2,939,939,363円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	1,692,678,438円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																	

前期 自 平成29年 6月13日 至 平成29年12月11日			当期 自 平成29年12月12日 至 平成30年 6月11日		
収益調整金額	C	616,013,043,687円	収益調整金額	C	521,388,225,826円
分配準備積立金額	D	66,628,473円	分配準備積立金額	D	25,628,899円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	619,019,611,523円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	523,106,533,163円
当ファンドの期末残存口数	F	1,720,570,911,080 口	当ファンドの期末残存口数	F	1,565,403,355,966 口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,597円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,341円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,602,854,555円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,827,016,779円
第155期 平成29年 7月11日 平成29年 8月10日			第161期 平成30年 1月11日 平成30年 2月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	260,732,738円	費用控除後の配当等収益額	A	255,332,009円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	607,964,178,578円	収益調整金額	C	504,671,598,815円
分配準備積立金額	D	79,659,925円	分配準備積立金額	D	147,146,350円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	608,304,571,241円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	505,074,077,174円
当ファンドの期末残存口数	F	1,713,859,029,935 口	当ファンドの期末残存口数	F	1,533,604,676,710 口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,549円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,293円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,569,295,149円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,367,616,368円
第156期 平成29年 8月11日 平成29年 9月11日			第162期 平成30年 2月14日 平成30年 3月12日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	966,365,146円	費用控除後の配当等収益額	A	976,288,236円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	594,575,600,578円	収益調整金額	C	480,886,812,131円
分配準備積立金額	D	165,176,054円	分配準備積立金額	D	91,506,931円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	595,707,141,778円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	481,954,607,298円
当ファンドの期末残存口数	F	1,699,558,873,672 口	当ファンドの期末残存口数	F	1,476,110,475,838 口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,505円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,265円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,497,794,368円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,166,386,665円
第157期 平成29年 9月12日 平成29年10月10日			第163期 平成30年 3月13日 平成30年 4月10日		

前期 自 平成29年 6月13日 至 平成29年12月11日				当期 自 平成29年12月12日 至 平成30年 6月11日			
	項目				項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	1,953,393,051円		費用控除後の配当等収益額	A	1,529,467,749円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円		費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
	収益調整金額	C	577,336,296,024円		収益調整金額	C	467,442,964,052円
	分配準備積立金額	D	108,503,727円		分配準備積立金額	D	33,626,182円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	579,398,192,802円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	469,006,057,983円
	当ファンドの期末残存口数	F	1,671,262,259,454 口		当ファンドの期末残存口数	F	1,447,251,856,153 口
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,466円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,240円
	1万口当たり分配金額	H	50円		1万口当たり分配金額	H	35円
	収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,356,311,297円		収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,065,381,496円
第158期 平成29年10月11日 平成29年11月10日				第164期 平成30年 4月11日 平成30年 5月10日			
	項目				項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	1,251,505,856円		費用控除後の配当等収益額	A	1,311,827,210円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円		費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
	収益調整金額	C	557,905,310,354円		収益調整金額	C	457,026,910,377円
	分配準備積立金額	D	54,336,381円		分配準備積立金額	D	113,444,433円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	559,211,152,591円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	458,452,182,020円
	当ファンドの期末残存口数	F	1,632,953,738,300 口		当ファンドの期末残存口数	F	1,426,031,664,207 口
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,424円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,214円
	1万口当たり分配金額	H	50円		1万口当たり分配金額	H	35円
	収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,164,768,691円		収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,991,110,824円
第159期 平成29年11月11日 平成29年12月11日				第165期 平成30年 5月11日 平成30年 6月11日			
	項目				項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	989,469,021円		費用控除後の配当等収益額	A	933,090,710円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円		費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
	収益調整金額	C	539,814,436,082円		収益調整金額	C	446,793,635,943円
	分配準備積立金額	D	157,201,120円		分配準備積立金額	D	138,741,015円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	540,961,106,223円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	447,865,467,668円
	当ファンドの期末残存口数	F	1,600,115,703,106 口		当ファンドの期末残存口数	F	1,405,492,250,382 口
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,380円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,186円
	1万口当たり分配金額	H	50円		1万口当たり分配金額	H	35円

前期 自 平成29年 6月13日 至 平成29年12月11日			当期 自 平成29年12月12日 至 平成30年 6月11日		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,000,578,515円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,919,222,876円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 平成29年 6月13日 至 平成29年12月11日	当期 自 平成29年12月12日 至 平成30年 6月11日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [平成29年12月11日現在]	当期 [平成30年 6月11日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引

区分	前期 [平成29年12月11日現在]	当期 [平成30年 6月11日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 (3) 上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	前期 [平成29年12月11日現在]	当期 [平成30年 6月11日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	3,905,462,252	8,472,298,769
合計	3,905,462,252	8,472,298,769

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（ 1 口当たり情報 ）

	前期 [平成29年12月11日現在]	当期 [平成30年 6月11日現在]
1口当たり純資産額	0.2764円	0.2402円

	前期 [平成29年12月11日現在]	当期 [平成30年 6月11日現在]
(1万口当たり純資産額)	(2,764円)	(2,402円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	ワールド・リート・オープン マザーファンド	132,586,835,199	335,868,970,926	
合計		132,586,835,199	335,868,970,926	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

ワールド・リート・オープン マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[平成30年 6月11日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	5,189,599,765
コール・ローン	2,202,166,260
投資証券	342,599,572,885
派生商品評価勘定	8,136,968
未収入金	1,946,598,571

[平成30年 6月11日現在]	
未収配当金	298,358,342
流動資産合計	352,244,432,791
資産合計	352,244,432,791
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	452,316
未払解約金	507,841,631
未払利息	5,205
流動負債合計	508,299,152
負債合計	508,299,152
純資産の部	
元本等	
元本	138,850,777,106
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	212,885,356,533
元本等合計	351,736,133,639
純資産合計	351,736,133,639
負債純資産合計	352,244,432,791

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[平成30年 6月11日現在]
1. 期首	平成29年12月12日
期首元本額	172,187,870,767円
期中追加設定元本額	2,692,174,100円
期中一部解約元本額	36,029,267,761円
元本の内訳	
グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）	1,964,570,975円
グローバル財産3分法ファンド（1年決算型）	26,636,916円
ワールド・リート・オープン（資産成長型）	645,501,547円
ワールド・リート・オープン（毎月決算型）	132,586,835,199円
ワールド・リート・オープン（1年決算型）	3,548,452,765円
ワールド・リート・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	56,739,466円

	[平成30年 6月11日現在]
ワールド・リート・オープン（資産成長型）為替ヘッジあり	22,040,238円
合計	138,850,777,106円
2. 受益権の総数	138,850,777,106口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成29年12月12日 至 平成30年 6月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[平成30年 6月11日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引

区分	[平成30年 6月11日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[平成30年 6月11日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	9,072,480,321
合計	9,072,480,321

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[平成30年 6月11日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	ユーロ	114,664,476	—	114,212,160	452,316
	売建				
	アメリカドル	65,619,353	—	65,585,780	33,573
	オーストラリアドル	745,418,559	—	737,882,810	7,535,749
	イギリスポンド	114,664,476	—	114,096,830	567,646
合計		1,040,366,864	—	1,031,777,580	7,684,652

（注）時価の算定方法

- １ 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- （イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

２ 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[平成30年 6月11日現在]
1口当たり純資産額	2.5332円
(1万口当たり純資産額)	(25,332円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

（単位：円）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
ユーロ	BGP HOLDINGS PLC	20,047,692	—	—	
ユーロ 小計		20,047,692		— (—)	
合 計		20,047,692		— (—)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	1,818	513,948,600	
		G L P 投資法人	14,558	1,760,062,200	
		日本プロロジスリート投資法人	5,339	1,233,309,000	
		野村不動産マスターファンド投資法人	944	145,187,200	
		C R E ロジスティクスファンド投資法人	1,692	193,057,200	
		日本ビルファンド投資法人	2,551	1,581,620,000	

		ジャパンリアルエステイト投資法人	2,344	1,329,048,000	
		日本リテールファンド投資法人	2,698	541,758,400	
		オリックス不動産投資法人	10,144	1,752,883,200	
		ユナイテッド・アーバン投資法人	6,591	1,126,401,900	
		インヴィンシブル投資法人	23,327	1,175,680,800	
		大和ハウスリート投資法人	660	172,656,000	
		ジャパン・ホテル・リート投資法人	9,857	801,374,100	
円合計			82,523	12,326,986,600	
アメリカ ドル	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	36,590	6,140,533.80	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	3,347,690	56,241,192.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	251,209	22,892,676.17	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	4,678,271	26,759,710.12	
		CHESAPEAKE LODGING TRUST	682,896	21,975,593.28	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	402,670	5,025,321.60	
		EQUITY RESIDENTIAL	1,258,790	81,317,834.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	130,492	31,447,267.08	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	58,840	7,111,402.40	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	518,130	18,227,813.40	
		GOVERNMENT PROPERTIES INCOME	619,490	8,790,563.10	
		HCP INC	170,340	4,146,075.60	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	1,200,940	32,629,539.80	
		HIGHWOODS PROPERTIES INC	253,830	12,427,516.80	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	1,161,240	25,651,791.60	
		JBG SMITH PROPERTIES	349,364	13,286,312.92	
		KIMCO REALTY CORP	4,560,230	74,696,567.40	
		LASALLE HOTEL PROPERTIES	100,850	3,548,911.50	
		LEXINGTON REALTY TRUST	2,787,667	24,169,072.89	
		LIBERTY PROPERTY TRUST	1,336,659	60,082,822.05	
		LIFE STORAGE INC	68,370	6,434,984.40	
		MACERICH CO/THE	2,309,020	131,614,140.00	
		MACK-CALI REALTY CORP	1,693,755	34,196,913.45	
		MFA FINANCIAL INC	9,132,030	71,595,115.20	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	621,730	59,866,381.70	
		PEBBLEBROOK HOTEL TRUST PFD-D	250,000	6,292,500.00	
		PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	2,908,309	56,624,776.23	
		PUBLIC STORAGE	267,540	57,935,787.00	
		REALTY INCOME CORP	59,780	3,184,480.60	
		RLJ LODGING TRUST	1,305,497	30,000,321.06	
		SENIOR HOUSING PROP TRUST	4,673,426	82,205,563.34	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	1,887,669	312,182,699.22	
		SL GREEN REALTY CORP	415,210	40,918,945.50	
		STARWOOD PROPERTY TRUST INC	4,566,420	101,557,180.80	

		TAUBMAN CENTERS INC	217,897	12,326,433.29	
		VENTAS INC	1,876,048	102,882,472.32	
		VORNADO REALTY TRUST	2,572,849	184,215,988.40	
		WASHINGTON PRIME GROUP INC	2,354,634	18,295,506.18	
		WELLTOWER INC	1,266,600	73,450,134.00	
アメリカドル合計			62,352,972	1,922,348,840.20 (210,324,186,606)	
カナダドル	投資証券	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	165,536	4,029,146.24	
		H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	2,385,851	48,480,492.32	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	6,802,217	164,205,518.38	
		SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	1,130,845	34,196,752.80	
カナダドル合計			10,484,449	250,911,909.74 (21,184,492,539)	
オーストラリアドル	投資証券	DEXUS	5,530,198	54,085,336.44	
		GPT GROUP	9,544,164	47,911,703.28	
		INVESTA OFFICE FUND	6,917,246	35,001,264.76	
		MIRVAC GROUP	18,907,816	41,408,117.04	
		ONEMARKET LTD	158,878	212,896.52	
		SCENTRE GROUP	17,984,580	74,995,698.60	
		SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	4,005,432	9,773,254.08	
		STOCKLAND	9,090,972	37,636,624.08	
		UNIBAIL-RODAMCO-WTFIELD-CDI	1,171,880	17,320,386.40	
		VICINITY CENTRES	21,079,445	55,228,145.90	
オーストラリアドル合計			94,390,611	373,573,427.10 (31,096,252,071)	
イギリスポンド	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	4,412,982	30,184,796.88	
		DERWENT LONDON PLC	407,076	12,395,464.20	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	1,180,322	8,257,532.71	
		HAMMERSON PLC	1,841,805	9,824,187.87	
		INTU PROPERTIES PLC	2,030,342	4,017,031.64	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	3,507,388	32,944,895.48	
		SEGRO PLC	1,131,952	7,604,453.53	
イギリスポンド合計			14,511,867	105,228,362.31 (15,441,209,885)	
香港ドル	投資証券	CHAMPION REIT	42,397,000	234,031,440.00	
		LINK REIT	8,679,283	636,191,443.90	
		YUEXIU REAL ESTATE INVESTMEN	2,106,000	11,519,820.00	
香港ドル合計			53,182,283	881,742,703.90 (12,291,493,292)	
シンガポールドル	投資証券	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	10,197,900	27,024,435.00	
		CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	16,567,400	28,164,580.00	
		CAPITALAND MALL TRUST	20,758,900	43,178,512.00	

		EC WORLD REIT	1,606,800	1,156,896.00	
		FRASERS LOGISTICS & INDUSTRI	14,128,200	14,693,328.00	
		FRASERS LOGISTICS & INDUSTRI-NEW	1,678,500	1,745,640.00	
		KEPPEL DC REIT	3,938,887	5,475,052.93	
		MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	11,028,121	17,534,712.39	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	1,529,600	1,896,704.00	
		MAPLETREE NORTH ASIA COMMERC	10,843,500	12,686,895.00	
		SPH REIT	16,857,500	16,688,925.00	
		SUNTEC REIT	13,186,500	23,208,240.00	
シンガポールドル合計			122,321,808	193,453,920.32 (15,869,025,083)	
ユーロ	投資証券	CARMILA	165,767	3,912,101.20	
		COVIVIO	132,714	11,745,189.00	
		EUROCOMMERCIAL PROPERTIE-CV	295,585	10,570,119.60	
		GECINA SA	146,468	21,779,791.60	
		GREEN REIT PLC	7,569,107	11,489,904.42	
		HIBERNIA REIT PLC	2,139,042	3,238,509.58	
		HISPANIA ACTIVOS INMOBILIARI	228,895	4,046,863.60	
		ICADE	121,490	9,767,796.00	
		KLEPIERRE	769,778	25,633,607.40	
		MERCIALYS	226,428	3,505,105.44	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	1,447,759	17,510,645.10	
		UNIBAIL GROUP STAPLED	329,366	63,271,208.60	
ユーロ合計			13,572,399	186,470,841.54 (24,065,926,809)	
合計				342,599,572,885 (330,272,586,285)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資証券 39銘柄	—	100.00%	61.39%
カナダドル	投資証券 4銘柄	—	100.00%	6.18%
オーストラリアドル	投資証券 10銘柄	—	100.00%	9.08%
イギリスポンド	投資証券 7銘柄	—	100.00%	4.51%
香港ドル	投資証券 3銘柄	—	100.00%	3.59%
シンガポールドル	投資証券 12銘柄	—	100.00%	4.63%
ユーロ	株式 1銘柄	—	—	—
	投資証券 12銘柄	—	100.00%	7.02%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】

【ワールド・リート・オープン（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

平成30年 6月29日現在

（単位：円）

資産総額	341,012,872,896
負債総額	849,228,019
純資産総額（ - ）	340,163,644,877
発行済口数	1,393,748,382,314口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.2441
（10,000口当たり）	（2,441）

（参考）

ワールド・リート・オープン マザーファンド

純資産額計算書

平成30年 6月29日現在

（単位：円）

資産総額	353,568,610,218
負債総額	467,163,750
純資産総額（ - ）	353,101,446,468
発行済口数	137,044,294,493口
1口当たり純資産価額（ / ）	2.5765
（10,000口当たり）	（25,765）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

平成30年6月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間ににおける資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

平成30年 6月29日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	864	12,127,521
追加型公社債投資信託	16	1,301,252
単位型株式投資信託	58	309,078
単位型公社債投資信託	1	6,001
合 計	939	13,743,851

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度（自 平成29年4月1日至 平成30年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

	第32期 (平成29年3月31日現在)		第33期 (平成30年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	69,212,680	2	54,140,307
有価証券		36,210		19,967
前払費用		337,699		362,886
未収入金		35,896		2,109
未収委託者報酬		10,076,022		9,770,529
未収収益	2	659,405	2	674,156
繰延税金資産		446,374		490,903
金銭の信託	2	30,000	2	30,000
その他		113,754		224,645
流動資産合計		80,948,042		65,715,506

固定資産

有形固定資産				
建物	1	806,798	1	760,010
器具備品	1	759,446	1	724,852
土地		1,356,000		1,356,000
有形固定資産合計		2,922,245		2,840,863
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		1,844,549		2,654,296
ソフトウェア仮勘定		608,066		1,097,970
その他		10		-
無形固定資産合計		2,468,448		3,768,090
投資その他の資産				
投資有価証券		24,327,081		26,361,327
関係会社株式		320,136		320,136
長期差入保証金		654,402		627,141
前払年金費用		463,105		434,700
繰延税金資産		711,230		747,085
その他		50,235		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		26,502,592		28,512,021
固定資産合計		31,893,286		35,120,975
資産合計		112,841,328		100,836,481

(単位：千円)

	第32期 (平成29年3月31日現在)		第33期 (平成30年3月31日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		166,493		359,176
未払金				
未払収益分配金		108,024		174,333
未払償還金		547,707		456,159
未払手数料	2	4,225,009	2	3,905,670
その他未払金	2	2,355,815	2	4,330,584
未払費用	2	3,061,479	2	4,388,803
未払消費税等		351,670		99,010
未払法人税等		756,668		736,829
賞与引当金		843,729		906,167
役員賞与引当金		100,680		125,343
その他		711,633		842,194
流動負債合計		13,228,909		16,324,272

固定負債

退職給付引当金	590,154	720,536
---------	---------	---------

役員退職慰労引当金	166,458	187,562
時効後支払損引当金	253,070	254,851
固定負債合計	1,009,684	1,162,951
負債合計	14,238,594	17,487,223
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	43,034,713	27,790,911
利益剰余金合計	50,375,303	35,131,500
株主資本合計	97,108,147	81,864,344

(単位：千円)

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券 評価差額金	1,494,586	1,484,913
評価・換算差額等合計	1,494,586	1,484,913
純資産合計	98,602,734	83,349,257
負債純資産合計	112,841,328	100,836,481

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	81,709,776	75,423,596
投資顧問料	2,396,020	2,723,458
その他営業収益	25,763	48,215
営業収益合計	84,131,560	78,195,269
営業費用		
支払手数料	2 33,975,255	2 30,906,879
広告宣伝費	731,771	730,784

公告費	482	1,000
調査費		
調査費	1,713,892	1,723,057
委託調査費	13,961,993	13,467,029
事務委託費	984,749	864,916
営業雑経費		
通信費	158,915	178,652
印刷費	699,940	467,973
協会費	51,995	50,251
諸会費	9,887	15,328
事務機器関連費	1,611,608	1,635,079
その他営業雑経費	11,925	23,250
営業費用合計	53,912,419	50,064,204
一般管理費		
給料		
役員報酬	331,997	349,359
給料・手当	6,496,165	6,421,837
賞与引当金繰入	843,729	906,167
役員賞与引当金繰入	100,680	125,343
福利厚生費	1,196,210	1,231,033
交際費	14,843	13,012
旅費交通費	233,159	192,192
租税公課	422,030	410,229
不動産賃借料	706,571	678,182
退職給付費用	441,736	423,171
役員退職慰労引当金繰入	48,393	47,889
固定資産減価償却費	1,030,040	1,115,719
諸経費	474,521	450,299
一般管理費合計	12,340,079	12,364,437
営業利益	17,879,061	15,766,627

(単位：千円)

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	243,048	349,402
有価証券利息	0	-
受取利息	2 4,601	2 483
投資有価証券償還益	260,190	81,580
収益分配金等時効完成分	278,148	91,672
その他	4,383	9,989
営業外収益合計	790,372	533,128
営業外費用		
投資有価証券償還損	11,552	30,114
時効後支払損引当金繰入	-	43,182

事務過誤費	218	10,402
その他	4,357	3,829
営業外費用合計	16,128	87,529
経常利益	18,653,304	16,212,226
特別利益		
投資有価証券売却益	259,137	516,394
ゴルフ会員権売却益	-	7,495
特別利益合計	259,137	523,889
特別損失		
投資有価証券売却損	42,248	105,903
デリバティブ解約損	126,228	-
投資有価証券評価損	157,482	102,096
固定資産除却損	1 13,540	1 54
減損損失	3 48,575	-
特別損失合計	388,075	208,054
税引前当期純利益	18,524,367	16,528,061
法人税、住民税及び事業税	2 5,658,953	2 5,252,224
法人税等調整額	103,169	76,092
法人税等合計	5,762,122	5,176,132
当期純利益	12,762,244	11,351,928

（３）【株主資本等変動計算書】

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	57,079,782	64,420,372	111,153,216
当期変動額									
剰余金の配当							26,807,312	26,807,312	26,807,312
当期純利益							12,762,244	12,762,244	12,762,244
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	14,045,068	14,045,068	14,045,068
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,446,576	6,546	1,453,123	112,606,339
当期変動額				
剰余金の配当				26,807,312

当期純利益				12,762,244
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	48,009	6,546	41,462	41,462
当期変動額合計	48,009	6,546	41,462	14,003,605
当期末残高	1,494,586	—	1,494,586	98,602,734

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147
当期変動額									
剰余金の配当							26,595,731	26,595,731	26,595,731
当期純利益							11,351,928	11,351,928	11,351,928
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	15,243,802	15,243,802	15,243,802
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,494,586	1,494,586	98,602,734
当期変動額			
剰余金の配当			26,595,731
当期純利益			11,351,928
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	9,673	9,673	9,673
当期変動額合計	9,673	9,673	15,253,476
当期末残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移

動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

1.有形固定資産の減価償却累計額

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
建物	539,649千円	604,123千円
器具備品	1,029,950千円	1,215,234千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
預金	47,798,472千円	41,809,118千円
未収収益	46,963千円	40,621千円
金銭の信託	30,000千円	30,000千円
未払手数料	1,993,055千円	1,577,059千円
その他未払金	2,071,256千円	3,850,734千円
未払費用	456,748千円	430,491千円

（損益計算書関係）

1.固定資産除却損の内訳

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物	2,392千円	—
器具備品	7,791千円	54千円
ソフトウェア	3,356千円	—
計	13,540千円	54千円

2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
支払手数料	13,862,465千円	11,380,244千円
受取利息	4,375千円	380千円
法人税、住民税及び事業税	4,204,969千円	3,851,536千円

3. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失
東京都千代田区（本社）	自社利用ソフトウェア （遊休資産）	ソフトウェア 仮勘定	48,575千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、将来の使用見込みがなくなった自社利用ソフトウェアについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、将来の使用見込みがないため、使用価値は零としております。

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成28年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	26,807,312千円
1株当たり配当額	126,700円
基準日	平成28年3月31日
効力発生日	平成28年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	26,595,731千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	125,700円
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月29日

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	26,595,731千円
1株当たり配当額	125,700円
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	11,363,380千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	53,707円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月28日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
1年内	678,116千円	678,116千円
1年超	2,030,029千円	1,351,912千円
合計	2,708,145千円	2,030,029千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第32期(平成29年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	69,212,680	69,212,680	-
(2) 有価証券	36,210	36,210	-
(3) 未収委託者報酬	10,076,022	10,076,022	-
(4) 投資有価証券	24,189,921	24,189,921	-
資産計	103,514,834	103,514,834	-
(1) 未払手数料	4,225,009	4,225,009	-
負債計	4,225,009	4,225,009	-

第33期(平成30年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	54,140,307	54,140,307	-
(2) 有価証券	19,967	19,967	-
(3) 未収委託者報酬	9,770,529	9,770,529	-
(4) 投資有価証券	26,224,167	26,224,167	-
資産計	90,154,972	90,154,972	-
(1) 未払手数料	3,905,670	3,905,670	-
負債計	3,905,670	3,905,670	-

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
非上場株式	137,160	137,160
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第32期(平成29年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	69,212,680	-	-	-

未収委託者報酬	10,076,022	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	36,210	10,703,761	8,324,138	45,606
合計	79,324,912	10,703,761	8,324,138	45,606

第33期(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	54,140,307	-	-	-
未収委託者報酬	9,770,529	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	19,967	13,110,758	8,593,680	68,714
合計	63,930,804	13,110,758	8,593,680	68,714

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第32期(平成29年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	17,778,798	15,302,336	2,476,461
	小計	17,778,798	15,302,336	2,476,461
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,447,333	6,769,569	322,236
	小計	6,447,333	6,769,569	322,236
合計		24,226,131	22,071,906	2,154,225

第33期(平成30年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	18,599,111	16,040,884	2,558,227
	小計	18,599,111	16,040,884	2,558,227
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	7,645,023	8,062,990	417,966
	小計	7,645,023	8,062,990	417,966

合計	26,244,135	24,103,874	2,140,260
----	------------	------------	-----------

3.売却したその他有価証券

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	122,688	82,146	21,570
債券	-	-	-
その他	3,439,009	176,991	20,678
合計	3,561,698	259,137	42,248

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	8,169,769	516,394	105,903
合計	8,169,769	516,394	105,903

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について157,482千円（その他有価証券のその他157,482千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について102,096千円（その他有価証券のその他102,096千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,997,931 千円	3,649,089 千円
勤務費用	199,166	184,120
利息費用	22,711	27,829
数理計算上の差異の発生額	40,934	56,895
退職給付の支払額	183,403	188,683
過去勤務費用の発生額	653,618	-
退職給付債務の期末残高	3,649,089	3,729,252

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
年金資産の期首残高	2,678,827 千円	2,698,738 千円
期待運用収益	47,553	48,080

数理計算上の差異の発生額	7,066	47,759
事業主からの拠出額	107,823	102,564
退職給付の支払額	142,532	173,748
年金資産の期末残高	2,698,738	2,723,393

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,471,120 千円	3,374,562 千円
年金資産	2,698,738	2,723,393
	772,381	651,168
非積立型制度の退職給付債務	177,969	354,690
未積立退職給付債務	950,350	1,005,858
未認識数理計算上の差異	207,810	169,893
未認識過去勤務費用	615,490	550,128
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	127,049	285,836
退職給付引当金	590,154	720,536
前払年金費用	463,105	434,700
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	127,049	285,836

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
勤務費用	199,166 千円	184,120 千円
利息費用	22,711	27,829
期待運用収益	47,553	48,080
数理計算上の差異の費用処理額	54,327	47,053
過去勤務費用の費用処理額	38,127	65,361
その他	28,533	4,780
確定給付制度に係る退職給付費用	295,314	281,066

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額等です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
債券	62.9 %	62.2 %
株式	33.3	34.7
その他	3.7	3.1
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
割引率	0.061～0.90%	0.069～0.67%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度146,421千円、当事業年度142,105千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	455,165千円	445,379千円
投資有価証券評価損	242,551	223,512
ゴルフ会員権評価損	295	-
未払事業税	124,367	135,805
賞与引当金	260,374	277,468
役員賞与引当金	11,509	12,235
役員退職慰労引当金	50,969	57,431
退職給付引当金	180,726	220,628
減価償却超過額	19,277	13,690
委託者報酬	217,902	257,879
長期差入保証金	14,803	23,262
時効後支払損引当金	77,490	78,035
連結納税適用による時価評価	236,450	200,331
その他	68,614	82,168
繰延税金資産 小計	1,960,499	2,027,829
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	1,960,499	2,027,829
繰延税金負債		
前払年金費用	141,802	133,105
連結納税適用による時価評価	1,447	1,382
その他有価証券評価差額金	659,638	655,348
その他	3	4
繰延税金負債 合計	802,893	789,840
繰延税金資産の純額	1,157,605	1,237,989

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第32期（平成29年3月31日現在）及び第33期（平成30年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）及び第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）及び第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（１）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有間接100.0%	連結納税 役員の兼任	連結納税に伴う支払	4,204,969千円	その他未払金	2,071,256千円
親	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有直接51.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,983,874千円	未払手数料	716,117千円

会 社						投資の助言 役員の兼任	投資助言料	662,992 千円	未払費用	352,297 千円
主 要 株 主	(株)三菱東京 UFJ銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	7,878,591 千円	未払手数料	1,276,937 千円

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親 会 社	(株)三菱 UFJフィ ナンシャ ル・グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払	3,851,587 千円	その他未払金	3,850,734 千円
親 会 社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 51.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	5,528,131 千円	未払手数料	665,262 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料	664,152 千円	未払費用	348,142 千円
主 要 株 主	(株)三菱東京 UFJ銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	5,852,112 千円	未払手数料	921,796 千円

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

連結納税については、連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	6,532,238 千円	未払手数料	933,908 千円

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	6,263,571 千円	未払手数料	907,290 千円

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第32期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
１株当たり純資産額	466,028.30円	393,935.45円
１株当たり当期純利益金額	60,318.47円	53,652.87円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第32期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
当期純利益金額（千円）	12,762,244	11,351,928
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	12,762,244	11,351,928
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（平成30年３月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名称	資本金の額 (平成30年３月末現在)	事業の内容
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社ジャパネット銀行	37,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
ソニー銀行株式会社	31,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社イオン銀行	51,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社秋田銀行	14,100 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社荘内銀行	8,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社きらぼし銀行	43,734 百万円 (平成30年 ５月１日現在)	銀行業務を営んでいます。
株式会社八十二銀行	52,243 百万円	銀行業務を営んでいます。
スルガ銀行株式会社	30,043 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社清水銀行	8,670 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社百五銀行	20,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社滋賀銀行	33,076 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社南都銀行	37,924 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社但馬銀行	5,481 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社筑邦銀行	8,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社新生銀行	512,204 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福島銀行	18,127 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社京葉銀行	49,759 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社東日本銀行	38,300 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社神奈川銀行	5,191 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大光銀行	10,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社長野銀行	13,017 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社静岡中央銀行	2,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社愛知銀行	18,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社中京銀行	31,844 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社第三銀行	37,461 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社トマト銀行	17,810 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社西京銀行	23,497 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福岡中央銀行	2,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社佐賀共栄銀行	2,679 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社豊和銀行	12,495 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社宮崎太陽銀行	12,252 百万円	銀行業務を営んでいます。
岡崎信用金庫	3,167 百万円	金融業務を営んでいます。

藍澤證券株式会社	8,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
リーディング証券株式会社	1,868 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
今村証券株式会社	857 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
臼木証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
宇都宮証券株式会社	301 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
PWM日本証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三オンライン証券株式会社	2,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡地証券株式会社	1,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
おきぎん証券株式会社	1,128 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
木村証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エイチ・エス証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
あかつき証券株式会社	3,067 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
光世証券株式会社	12,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社しん証券さかもと	300 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

篠山証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静銀ティーエム証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
島大証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
荘内証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
新大垣証券株式会社	175 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
GMOクリック証券株式会社	4,346 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
上光証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ニュース証券株式会社	1,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
スターツ証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
めぶき証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
立花証券株式会社	6,695 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大万証券株式会社	300 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
むさし証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東武証券株式会社	420 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

内藤証券株式会社	3,002 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
奈良証券株式会社	117 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィリップ証券株式会社	950 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
西日本シティＴＴ証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日産証券株式会社	1,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社証券ジャパン	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ばんせい証券株式会社	1,558 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
百五証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ひろぎん証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
廣田証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィデリティ証券株式会社	8,157 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ほくほくＴＴ証券株式会社	1,250 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松阪証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
丸八証券株式会社	3,751 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

リテラ・クレア証券株式会社	3,794 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三田証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三津井証券株式会社	558 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
水戸証券株式会社	12,272 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
明和證券株式会社	511 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社	8,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
山和証券株式会社	585 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
豊証券株式会社	2,540 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

岡崎信用金庫の資本金の額は「出資金」を記載しております。

（３）再委託先

名称	資本金の額（注１）	事業の内容
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク	453,300,000米ドル （平成28年12月末現在）	各種の証券を購入、売却、交換および取引することを含む投資運用業務を営んでいます。
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	1,000,003米ドル （平成29年12月末現在）	
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー	50万シンガポール・ドル （平成29年12月末現在）	

（注１）発行済み普通株式と払込資本の合計額。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（２）販売会社

ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

（３）再委託先

マザーファンドの運用指図等を行います。

３【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成30年6月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成29年12月20日	臨時報告書
平成30年 3月 9日	有価証券届出書
平成30年 3月 9日	有価証券報告書
平成30年 3月20日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成30年6月27日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 弥永 めぐみ 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 青木 裕晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年7月18日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているワールド・リート・オープン（毎月決算型）の平成29年12月12日から平成30年6月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワールド・リート・オープン（毎月決算型）の平成30年6月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。